



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

告示

●東京都告示第千五百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月七日

東京都多摩建築指導事務所長

堀江 信之

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十五年十月十日	小平市天神町一丁目七十六番一及び同番二の各一部	延長 七・八二 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百四十二号

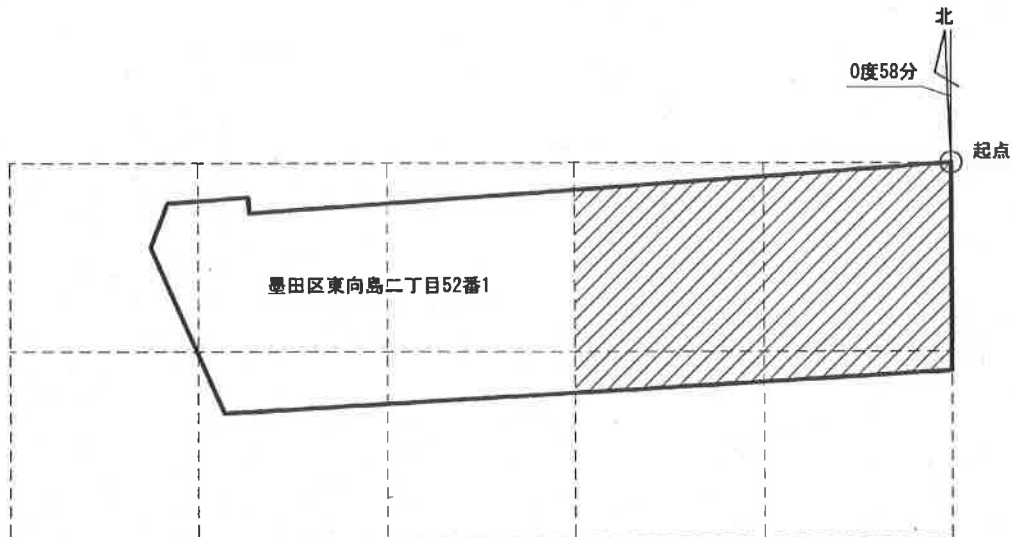
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 要措置区域 別図のとおり(墨田区東向島二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



<起点>

起点は、墨田区東向島二丁目 52 番 1 の最北端とする。

<格子の回転角度> 0 度 58 分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10 m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- : 敷地境界
- - - : 単位区画
- ▨ : 要措置区域

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人一所懸命

三 代表者の氏名

辻川 泰史

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目十七番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の生活支援の活動を通して全国的な高齢者に関する情報ネットワークを構築し、情報の共有化を図り効率的な高齢者の生活支援に結び付けていくための事業を行う。インターネットを利用した介護事業者間のコミュニケーションの環境基盤も構築する。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十月四日